

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施事業者の認可について

1 こども誰でも通園制度の概要

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として「こども誰でも通園制度」を創設すると位置づけた。

令和 6 年 6 月 12 日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号）が公布され、全ての子供・子育て世帯を対象とする支援の拡充等の必要な措置を講じるとして、保育所等に通っていない満 3 歳未満の子どもの通園のための給付として「こども誰でも通園制度」（乳児等通園支援事業）が創設された。

当制度は、令和 7 年度から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の 1 つとして制度化され、令和 8 年度からは、新たな給付制度として全国の自治体で実施することとされている。

市町村においては、基準条例の制定や設置認可・指導監査等を行う必要があり、国、都道府県及び市町村以外の者の認可にあたっては、市町村児童福祉審議会の意見を聴取等することとなっている。

2 令和 7 年度における本市の事業内容

国が定める「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」に準じて制定した市実施要綱に基づき、本年 10 月 1 日から事業を実施する。

(1) 対象となるこども

市内に住所がある保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない 0 歳 6 か月以上満 3 歳未満のこども

(2) 利用時間等

- ・ 1 人当たり月 10 時間を上限として利用できる。
- ・ 国が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用し、利用予約等を行う。

(3) 利用者負担額

こども一人 1 時間当たり 300 円（所得等に応じて一部減免あり）

(4) 実施施設への委託料

区分		単価（こども 1 人 1 時間あたり）
基本分	0 歳児	1,300 円
	1 歳児	1,100 円
	2 歳児	900 円
加算分	障害児	400 円
	医療的ケア児	2,400 円
	要支援家庭のこども	400 円

(5) その他

公立施設については、「一時預かり事業」を実施する渚保育所及び内郷保育所で実施。

3 認可手続き及び基準

(1) 認可手続き

事業者から認可申請があったときは、市は「いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び関係法令等に適合しているか審査を行うとともに、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定により、市児童福祉審議会（市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）の意見聴取を行うこととされている。

(2) 設備及び職員配置の基準

本事業（一般型（※））の実施に当たっては次の条件を満たさなければならない。

※ 実施方式

一般型事業	：定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。
余裕活用型事業	：通常保育における利用定員の枠を活用して受入れを行う。

ア 設備の基準

利用児童の年齢	設備基準	配置基準
満 2 歳未満	乳児室又はほふく室及び便所	3.3 ㎡／人
満 2 歳以上	保育室又は遊戯室及び便所	1.98 ㎡／人

イ 職員の配置基準

利用児童の年齢	配置基準
乳児	おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上	おおむね 6 人につき 1 人以上

※ 乳児等通園支援従事者の半数以上は保育士とする。

※ 一事業所につき乳児等通園支援従事者は 2 人以上とする。

4 認可予定施設

本年 8 月 1 日から 8 月 21 日まで私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び幼稚園に対し、実施事業所を募集したところ、次の 4 事業所の認可申請があった。

施設名	施設区分	地区	類型 (一般・余裕)	定員(年齢別)			開所日時
				0 歳	1 歳	2 歳	
若葉台保育園	保育所	平	余裕活用型	3	1	1	月～土 8:00～17:00
愛宕保育園	保育所	小名浜	余裕活用型	1	1	1	月～土 8:00～17:00
あそびの森こども園	認定こども園	小名浜	一般型	0	2	2	月～金 9:00～16:00
おおくらブランチャタメ保育園	小規模保育事業所	勿来	一般型	1	1	1	水～金 9:00～11:00

※ 「第三次市こどもみらいプラン（第 5 章需給計画）」において、令和 7 年度の乳児等通園支援事業の「量の見込み」を 175 人日/月としているが、供給超過とならない。

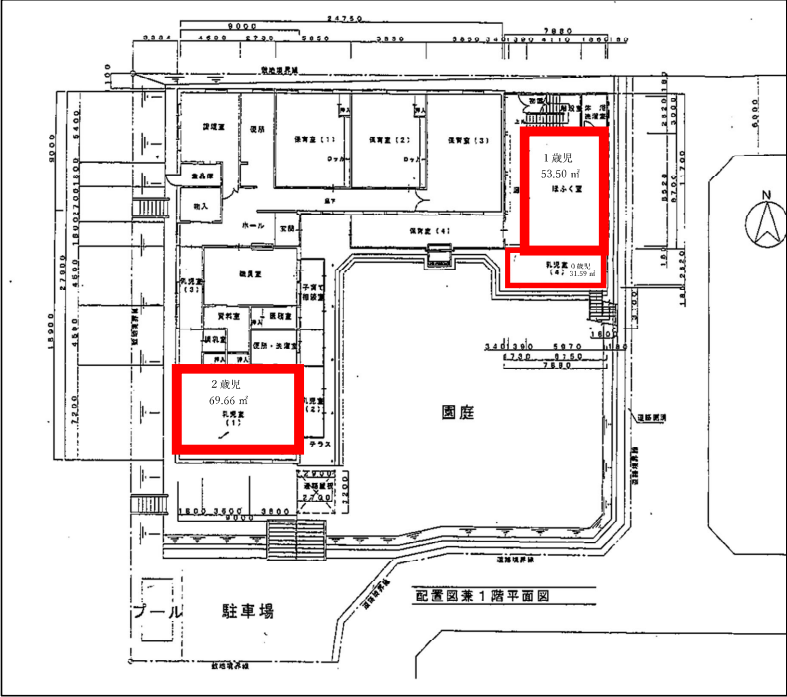
※ 余裕活用型事業については、通常保育の受け入れ状況により、定員が変動する。

5 スケジュール

時期	実施内容
令和 7 年 9 月 16 日	・ 民間施設の認可に係る児童福祉専門分科会の意見聴取
9 月 17 日	・ 実施施設の認可、事業実施の広報
9 月 22 日	・ 市への利用登録受付開始
10 月 1 日～	・ 各施設での面談、利用開始
令和 8 年 2 月～3 月	・ 令和 8 年度実施施設の選定
4 月～	・ 本格実施（「子ども・子育て支援法に基づく新たな給付」開始）

事業所名称	若葉台保育園				
施設所在地	いわき市若葉台一丁目 24 番地の 3				
施設類型	保育所				
法人名	社会福祉法人 慈育会				
代表者職・氏名	理事長 桑原 誓史				
事業類型	余裕活用型				
定員設定	0 歳	1 歳	2 歳	合計	
	3 名	1 名	1 名	5 名	
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 (遊戯室)	便所	調理設備
	31.59 ㎡	53.50 ㎡	69.66 ㎡	有	有
運営体制					
開所日	月曜日から土曜日まで				
提供時間	8 時 00 分から 17 時 00 分まで				
職員配置	6 名（保育士 5 名、保育補助者 1 名）				
食事の提供	あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する）				
基準の適否					
条項	基準の内容			確認内容	適否
第 8 条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。			策定済み。	適
第 16 条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。			備えている。	適
第 17 条	（内部の規定） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。			規定している。	適
第 26 条	（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた基準条例に定める基準に適合していること。 （設備基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 0 歳児： 3.3㎡×4 名（うち通常保育 1 名） =13.20㎡ 1 歳児： 3.3㎡×7 名（うち通常保育 6 名） =23.10㎡ 2 歳児： 1.98㎡×14 名（うち通常保育 13 名） =27.72㎡			0 歳児： 31.59㎡ ≥13.20㎡ 1 歳児： 53.50㎡ ≥23.10㎡ 2 歳児： 69.66㎡ ≥27.72㎡	適
	（職員配置基準） 余裕活用型であるため通常保育と合算。 乳児 4 名×1/3+1・2 歳児 21 名×1/6≈4.8 名⇒ 5 名 （四捨五入）			6 名 ≥ 5 名	適

【平面図】



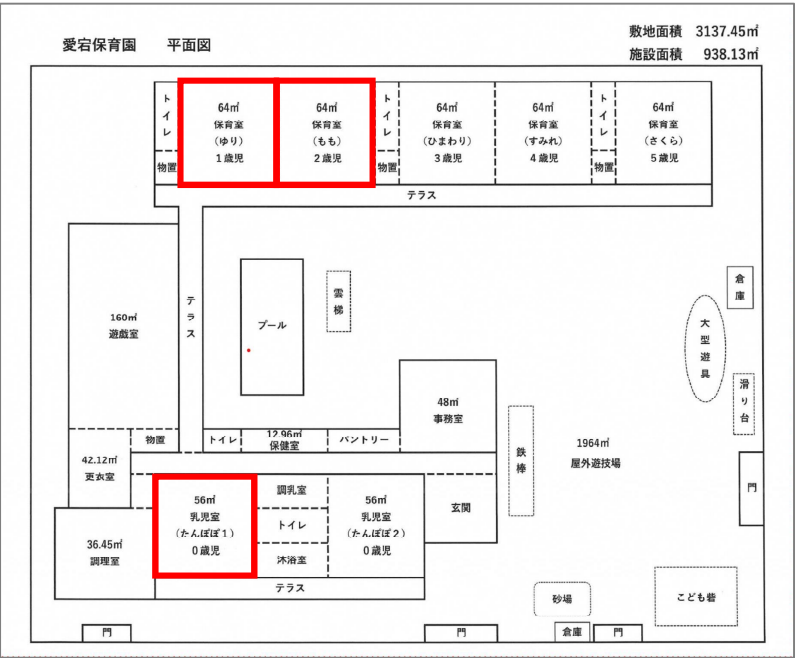
【位置図】



乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称		愛宕保育園			
施設所在地		いわき市小名浜字鳥居北 55 番地の 3			
施設類型		保育所			
法人名		社会福祉法人 慈育会			
代表者職・氏名		理事長 桑原 誓史			
事業類型		余裕活用型			
定員設定		0 歳	1 歳	2 歳	合計
		1 名	1 名	1 名	3 名
設備の状況					
所有形態		自己所有			
使用する保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 (遊戯室)	便所	調理設備
	56.00 m ²	64.00 m ²	64.00 m ²	有	有
運営体制					
開所日		月曜日から土曜日まで			
提供時間		8 時 00 分から 17 時 00 分まで			
職員配置		10 名（保育士 9 名、保育補助者 1 名）			
食事の提供		あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する）			
基準の適否					
条項	基準の内容			確認内容	適否
第 8 条	(安全計画の策定等) 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。			策定済み。	適
第 16 条	(食事) 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。			備えている。	適
第 17 条	(内部の規定) 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。			規定している。	適
第 26 条	(設備及び職員の基準) 施設又は事業所の区分に応じた基準条例に定める基準に適合していること。 (設備) 在園児合同であるため通常保育と合算。 0 歳児： 3.3㎡×9 名（うち通常保育 8 名） =29.70㎡ 1 歳児： 3.3㎡×13 名（うち通常保育 12 名） =42.90㎡ 2 歳児： 1.98㎡×19 名（うち通常保育 18 名） =39.62㎡			0 歳児： 56.00㎡ ≥29.70㎡ 1 歳児： 64.00㎡ ≥42.90㎡ 2 歳児： 64.00㎡ ≥39.62㎡	適
	(職員配置基準) 余裕活用型であるため通常保育と合算。 0 歳児 9 名×1/3+1・2 歳児 32 名×1/6≒8.3 名⇒8 名 （四捨五入）			10 名 ≥ 8 名	適

【平面図】



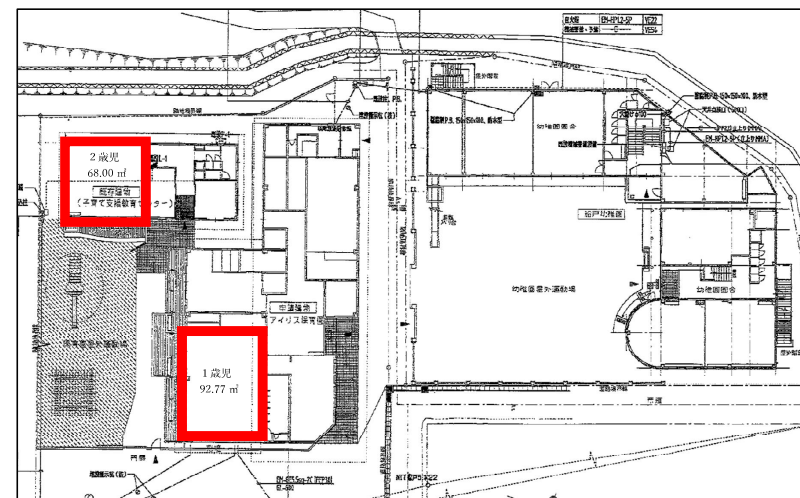
【位置図】



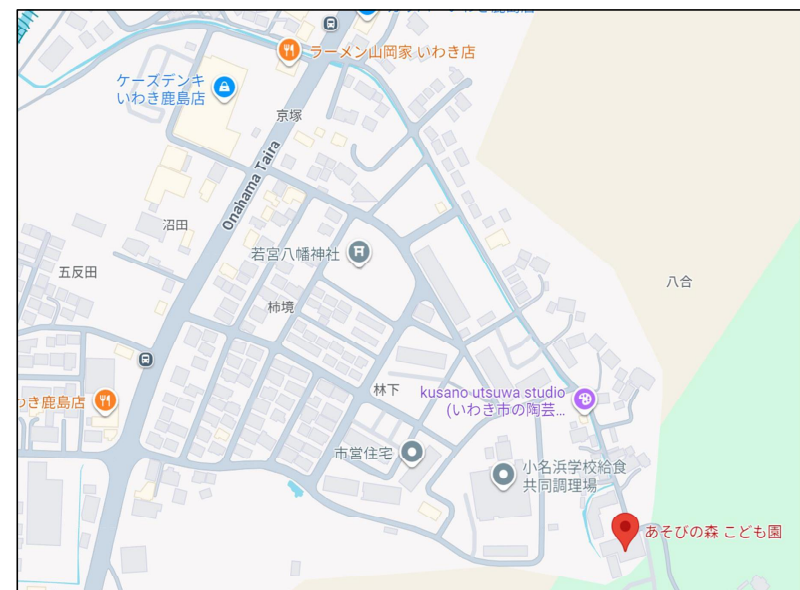
乳児等通園支援事業認可申請事業所

事業所名称	あそびの森こども園				
施設所在地	いわき市鹿島町船戸字堤7番地				
施設類型	認定こども園				
法人名	学校法人 小林学園				
代表者職・氏名	理事長 松本 潤				
事業類型	一般型（在園児合同）				
定員設定	0歳	1歳	2歳	合計	
	— 名	2名	2名	4名	
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室状況	乳児室	ほふく室	保育室（遊戯室）	便所	調理設備
	— m ²	92.77 m ²	68.00 m ²	有	有
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	9時00分から16時00分まで				
職員配置	2名（保育士2名（専従1名、兼務1名））				
食事の提供	あり（自園調理：認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する）				
基準の適否					
条項	基準の内容		確認内容		適否
第8条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。		策定済み。		適
第16条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。		備えている。		適
第17条	（内部の規定） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。		規定済み。		適
第22条	（設備基準） 在園児合同であるため通常保育と合算。 1歳児：3.3㎡×24名（うち通常保育22名）=79.20㎡ 2歳児：1.98㎡×25名（うち通常保育23名）=49.50㎡		1歳児：92.77㎡ ≥79.20㎡ 2歳児：68.00㎡ ≥49.50㎡		適
第23条	（職員配置基準） 1・2歳児4名×1/6≒0.6名⇒1名（四捨五入）		2名≥1名		適

【平面図】



【位置図】

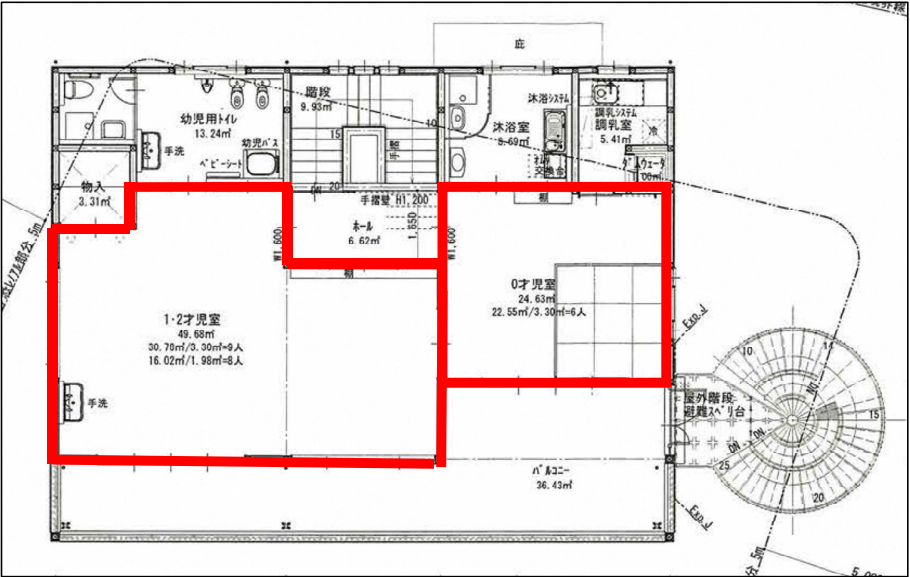


乳児等通園支援事業認可申請事業所

資料2-4

事業所名称	おおくらランチ ATATAME 保育園				
施設所在地	いわき市錦町中迎一丁目 11 番地の 7				
施設類型	小規模保育事業所（A 型）				
法人名	社会福祉法人 誠友会				
代表者職・氏名	理事長 赤津 慎太郎				
事業類型	一般型（在園児合同）				
定員設定	0 歳	1 歳	2 歳	合計	
	1 名	1 名	1 名	3 名	
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室状況	乳児室	ほふく室	保育室 (遊戯室)	便所	調理設備
	24.63 m ²	33.12 m ²	16.56 m ²	有	有
運営体制					
開所日	水曜日から金曜日まで				
提供時間	9 時 00 分から 11 時 00 分まで				
職員配置	4 名（保育士 3 名（専従 1 名、兼務 2 名）、保育補助者 1 名）				
食事の提供	なし				
基準の適否					
条項	基準の内容		確認内容	適否	
第 8 条	(安全計画の策定等) 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。		策定済み。	適	
第 16 条	(食事) 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。		食事提供しない。	適	
第 17 条	(内部の規定) 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。		規定済み。	適	
第 22 条	(設備基準) 在園児合同であるため通常保育と合算。 0 歳児：3.3 m ² ×4 名（うち通常保育 3 名）=13.20 m ² 1 歳児：3.3 m ² ×9 名（うち通常保育 8 名）=29.70 m ² 2 歳児：1.98 m ² ×8 名（うち通常保育 7 名）=15.84 m ²		0 歳児：24.63m ² ≥13.20m ² 1 歳児：33.12m ² ≥29.70m ² 2 歳児：16.56m ² ≥15.84m ²	適	
第 23 条	(職員配置基準) 乳児 1 名×1/3+1・2 歳児 2 名×1/6≒0.6 名⇒ 1 名 (四捨五入)		4 名 ≥ 1 名	適	

【平面図】



【位置図】

